

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1816号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則第6-628号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～4 （略） <u>（平成29年改正条例附則第4項から第6項までの規定が適用される間の読替え）</u> 5 <u>平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第3号中「一般職員給与条例第17条第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第43号。以下「改正条例」という。）附則第4項及び第6項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条第1項並びに改正条例附則第5項の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第18条第1項」とする。</u></p>	<p>附 則 1～4 （略）</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。